

コーポレート・ガバナンス

ニッケは、取締役会および監査役会で業務執行を監督・監査する「監査役会設置会社」として、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」の構築に努めています。2004年にはアドバイザリーボード(社外有識者の会議体)を設置し、経営者の指名・報酬に関わる業務の確立と、ボードメンバーによる経営の監視およびアドバイスを取り入れる仕組みを導入しました。

また2006年には執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、業務執行機能の強化を図りました。そして取締役会をスリム化し、社外取締役を加えて透明性のある経営を推進しています。さらに、業務

執行機能の強化を図るために、執行役員・常勤監査役・各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成されたグループ経営会議を開催しています。

コーポレート・ガバナンス体制



コンプライアンス・リスク管理

ニッケグループでは、2004年に「ニッケグループ企業倫理委員会」を設置しました。「企業倫理規範」と「企業行動基準」を制定するとともに、これらを記載した「企業倫理ハンドブック」を全社員に配布して徹底を図っています。

2008年12月には、「ニッケグループ企業倫理委員会」を「ニッケグループリスク管理委員会」に改組し、リスク管理上必要な重点テーマを設定して活動しています。

2011年度は、特に、東日本大震災を受けて、BCP(事業継続計画)と大規模災害時の初動対応の見直しを実施しました。

2016年度においても、報告すべき大きな法令違反や企業倫理問題は発生していません。

ニッケグループリスク管理委員会体制



内部通報者の保護

ニッケグループでは、「企業倫理規範」に関わる事柄で、職場内だけでは解決が難しい場合や、上司に相談することが必ずしも適切でない事項について、社員が相談できる窓口を「企業倫理ハンドブック」・社内イントラネットなどで周知しています。

窓口は監査役と内部監査室の2つのルートを設け、相談者のプライバシーを厳重に守る体制としています。2016年度は職場環境問題を中心として5件です。

社外取締役・監査役の選任理由

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮武 健次郎	○	独立役員に指定している。	同氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会における監督を行っている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社のコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与している。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社の持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役として選任している。
荒尾 幸三	○	独立役員に指定している。	同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はないが、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化を図っている。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社のコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与している。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社の持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役として選任している。
丹羽 繁夫	○	独立役員に指定している。	同氏は、社外監査役として特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場からの確な監査を行っている。また、他の会社の経営経験があり、その実績と豊富な経験に基づき、独立的な立場から当社の持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役として選任している。
上原 理子		—	同氏は、会社の経営に関与された経験はないが、法律に精通した弁護士としての経験に基づき、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をいただくため、新たに社外監査役として選任している。
片山 健		—	同氏は、他の会社の経営経験を通じて、独立的な立場からの確な監査を行っている。これらの実績と豊富な経験に基づき、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をいただくため、引き続き社外監査役として選任している。

企業倫理規範

企業倫理規範は、ニッケグループの役員・社員が企業理念・経営方針のもとで企業活動を行うにあたり、常に法と社会規範を遵守するための基本的考え方を定めたものであります。

ニッケグループ役員は、この倫理規範の実践を自らの重要な役割として、率先垂範してニッケグループ内にその周知徹底と定着化を図るとともに、取引先にも促します。

この規範に反するような事態が発生した時は、速やかにその違反状態を是正し、再発を防止します。また、社会への迅速な情報の公開と説明責任を遂行するとともに、違反行為に対しては厳正に対処します。

1. 優れた商品・サービスの開発・提供について
2. 公正で自由な競争について
3. 環境保全・安全・健康について
4. 情報の管理及び開示について
5. 人間尊重について
6. 社会貢献活動について
7. 反社会的勢力について
8. 海外の事業活動について

この企業倫理規範にもとづく具体的な行動基準は「企業行動基準」として別途制定する他、各種社内規定等に定めています。